平成２７年（フ）第６３号
千葉県大網白里市駒込780番地１　サービス付き高齢者向け住宅おおあみの里、開始決定時の住所千葉県茂原市長尾2694番地64（プラチナプレイス新茂原206号）
破産者　細野　鶴雄
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
東京都町田市南大谷916番地４
破産者　ホンビック株式会社
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１１号
東京都町田市南大谷916番地４グリーンヒルズ玉川101
破産者　角田　　聡
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９３号
神奈川県厚木市戸田2313番地４
破産者　株式会社スターズ
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２号
神奈川県秦野市西田原209番地の１
破産者　有限会社田中工業所
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０５号
岐阜県揖斐郡池田町上田275番地の１
破産者　有限会社加藤総業
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９５７号
名古屋市中区上前津２丁目14番７号
破産者　有限会社サンヴィスト
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０６号
北海道帯広市東３条南８丁目１番地
破産者　株式会社新妻組
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
北海道帯広市東３条南８丁目９番地
破産者　株式会社サンエート
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
神奈川県厚木市林５丁目３番９号
破産者　株式会社アイアール
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１号
静岡県富士市入山瀬562番地の８
破産者　有限会社遠藤工務店
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７６号
山口県下関市安岡駅前２丁目２番23号
破産者　株式会社成叶商事
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
高知市菜園場町６番13号
破産者　有限会社尾野商事
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目５番７－803号泉福寺住宅８号館
破産者　岩永　孝紀
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
群馬県邑楽郡明和町大輪1983番地１
破産者　青木　秀貴
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３０号
群馬県太田市浜町58番38号、前住所群馬県太田市西矢島町338番地１　ティアマリア203号
破産者　岡田　嗣朗
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１４９４号
埼玉県和光市西大和団地３番５号406、破産手続開始時の住所埼玉県朝霞市溝沼７－６－32　ロワール朝霞102
破産者　乙守　雅俊
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
さいたま市見沼区春岡１丁目12番地５　エヴァーグリーンＡ101
破産者　守谷　雅久
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
山梨県甲府市西下条町918番地
破産者　坂本紀代美
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
滋賀県草津市草津３丁目２－９メゾンドロジェＡ101号室、開始決定時の住所大阪府泉大津市昭和町７番８号
破産者　ローソン泉大津東港町店こと　平岩　咲子
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
大阪府泉大津市東助松町１丁目14番９号
破産者　松倉電器商会こと　小林　智明
１　決定年月日　平成28年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係